口腔ケア認定師

口腔ケアの高度な知識と技術をもつ専門家で口腔ケア業務に専従する者の資格として(社)日本口腔ケア学会口腔ケア認定師を創設する。

具体的に資格を取得するためには、

1) 日本口腔ケア学会が認定する大学院博士課程を修了した者

日本口腔ケア学会が認定する大学院博士課程において専門的な知識と技術、研究を高いレベルで学んだ上で研修を行い、博士号を取得するとともに、口腔ケア認定資格の2級以上の資格を取得する。

この場合は書類審査のみで取得できる。

2) 日本口腔ケア学会が認定する大学院修士課程を修了した者

日本口腔ケア学会が認定する大学院修士課程において専門的な知識と技術を学んだ上で研修を行い修士号を取得するとともに、日本口腔ケア学会雑誌に筆頭論文を3編以上発表した上で、認定資格試験で2級以上の資格を取得した者は、口腔ケア認定師認定資格試験の受験資格を得ることができる。

3) 博士号を有する者で口腔ケア学会認定資格2級以上取得者

日本口腔ケア学会での筆頭学会発表経験者で、かつ筆頭発表論文3編以上、共同執筆論文発表3編以上の発表歴を有する者は、学会指定以外の博士号取得者でなくても口腔ケア認定資格有資格者の受験資格確認申請を行い、受験が認められれば受験資格を得ることができる。

- 4) 博士号を有する者でなおかつ口腔ケア指導者の資格を有する者 博士号を有して口腔ケア指導者の資格を有する者は日本口腔ケア学会雑誌に3編以上 の口腔ケア論文を発表すれば、書類審査のみで取得できる。
- 5) 海外での博士号取得者等、上記条件と同等と考えられる者は別に受験資格確認申請を行い、受験が認められれば受験資格を得ることができる。

(口腔ケア認定師の申請方法)

- 1 口腔ケア認定師の申請にあたっては、次の当学会指定の申請用紙に、定められた審査 料を添えて、提出しなければならない
 - 1) 口腔ケア認定師申請書様式1

 - 3)業績集様式3
 - 4)審査料 振替払込請求書兼受領証の写し様式 4

<<添付書類>> 博士号および学位記の写し

2 口腔ケア認定師審査会は必要に応じてその他資料等の提出を求めることができる

(審査ならびに認定、認定中調査改善勧告)

- 1 口腔ケア認定師の審査は、申請書類審査を行うものとする
- 2 口腔ケア認定師については、審査会が口腔ケア認定師としての適否を申請書類にて行い判定し、その結果を理事会に答申するものとする
- 3 但し、認定期間中に問題点があれば改善の指導、勧告を行い、改善されないときは資 格取消をする場合がある
- 4 審査・認定の業務は、日本口腔ケア協会ならび日本医学歯学情報機構が協力し行うこととする

(審査料ならび認定登録料)

1 「口腔ケア認定師」の審査料は3万円(5年間有効)ならびに更新料は当分の間2万円とする

(口腔ケア認定師の認定取消)

- 口腔ケア認定師が次の事項に該当するとき、認定を取消す
 - 1) 更新時に口腔ケア認定師としての十分な教育、研究、研修がなされていないと判断 された時
 - 2) 更新期日を超えて1年以内に更新を行わなかったとき
 - 3) 申請書類等に重大な誤りがあったとき
 - 4) その他、口腔ケア認定師としてふさわしくないと判定されたとき